

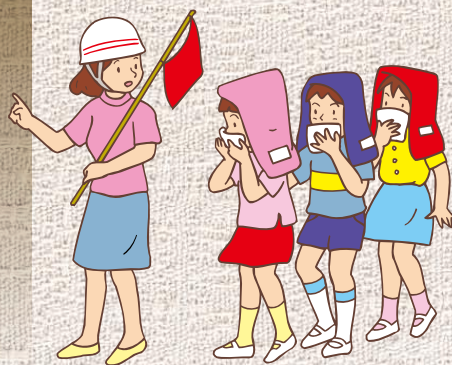
# 大

# 災害に備えて

**横浜市 盲・ろう・養護学校  
家庭用防災マニュアル**



# 大災害に備えて



平成7年に発生した阪神・淡路大震災、平成16年に相次いだ風水害、そして同年10月の新潟県中越地震などでの様々な教訓や対応等を踏まえて、横浜市教育委員会では、平成18年1月に「横浜市学校防災計画」を策定しました。

これは、「横浜市防災計画」を基本的な枠組みとして、各学校で策定する防災計画の基準を明確化したはじめてのものです。

災害時に子どもたちの安全を確保し、安心な学校づくりに向けた取組には、家庭・保護者・地域の連携と協力が何よりも大切です。

特に、障害のある子どもたちが通う盲・ろう・養護学校においては、災害に備えた学校の防災体制、日頃からの安全確保のための対策、教職員の研修・訓練等において、それぞれの学校や地域の実情等を踏まえた防災体制の充実が求められています。

このパンフレットでは、盲・ろう・養護学校に通うお子さんやそのご家族が、日頃からどのような備えをし、いざというときにどのような行動をとればよいかについて、わかりやすく説明します。

いつもお手元に置き、いざというときに役立てていただければ幸いです。

平成18年4月  
横浜市教育委員会

## 1 家庭と学校の心構え p2

知っておこう! ①横浜を襲う可能性のある大きな地震

## 2 家庭での日頃の備え p3

## 3 東海地震警戒宣言への対応 p4

知っておこう! ②東海地震に関する情報の種類

## 4 大地震が起きたら p5

知っておこう! ③発災直後の対応方法

## 5 避難行動について p6

## 6 避難場所の知識 p7

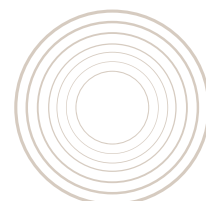
## 7 医療に関する知識 p8

## 8 大地震の際の連絡手段 p9

## 9 知っておくと便利な情報 p10

## 10 風水害対策への注意事項 p11

- 資料1 災害時連絡カード p12
- 資料2 緊急連絡先カード p14
- 資料3 非常時持ち出し品リスト（障害別） p16
- 資料4 非常時持ち出し品リスト（日用品） p18
- 資料5 緊急連絡先一覧表（学校、区災害対策本部） p19



## 1

# 家庭と学校の心構え

横浜市では、「横浜市学校防災計画」や「横浜市盲・ろう・養護学校防災マニュアル」を策定し、学校や保護者の災害時の対応に関するガイドラインをまとめました。

これらのガイドラインは、災害時の全体に共通する対応行動を示すものですので、より具体的な対応については、それぞれの学校が個別の事情に応じて、学校独自の「学校防災計画」を策定する必要があります。

現在、各学校では独自の「学校防災計画」を策定していますが、以下に述べる内容等に基づき、ご家庭と学校が協力し、共通理解を持った上で、改めて見直し、さらに充実した「学校防災計画」を作っていただきますようお願いいたします。

## 1 非常時の連絡方法を定める

大地震等の発生直後は、安否確認等のため連絡を取りたくても、電話等が不通となり、連絡が困難となる事態が予想されます。

こうした事態を想定して、連絡方法については、本パンフレット 9 頁を参考にあらかじめ保護者と学校で決めておく必要があります。

## 2 登下校時に発災した場合の対応を決める

- (1) スクールバスを利用して通学しているお子さんについては、登下校中に大地震等が発生した場合のバスの運行や連絡方法等について、対応方法を決めておきましょう。
- (2) 公共交通機関や徒歩により登下校しているお子さんについては、安否確認や救出活動の方法や、役割分担、連絡手段等について決めておきましょう。

## 3 医療的対応を決める

- お子さんの個々の状態に応じて必要な医薬品や医療機器等を把握し、備えましょう。
- 最低 3 日間是对応できる体制を作りましょう。
- 学校や家庭だけでは対応できない場合、搬送できる病院等をあらかじめ確保できるようにしてください。

## 知っておこう! ① 横浜を襲う可能性のある大きな地震

### ① 南関東地震

関東大震災の再来型と言われる地震で、今後 100 年から 200 年以内に発生する可能性が高く、市内の広い範囲で震度 5 以上の揺れが予想されます。

### ② 神縄・国府津 - 松田断層帯地震

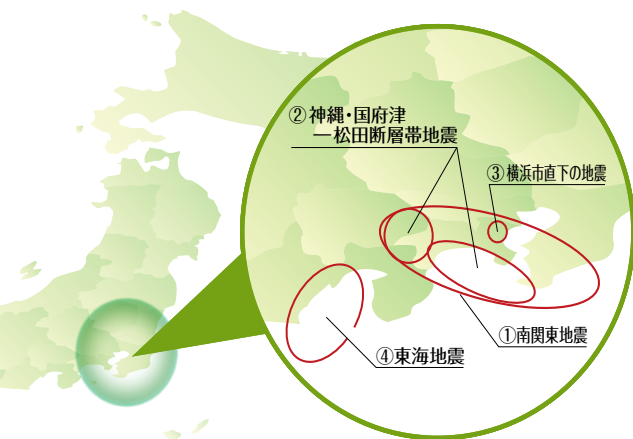
丹沢山地南縁から相模湾岸に至る断層帯と、その海域延長部を震源とする地震で、市の南部で震度 6 強の揺れが予想されます。

### ③ 横浜直下型の地震

横浜市直下を震源とする地震で、ほぼ全市域で震度 5 強の揺れが予想されています。

### ④ 東海地震

東海沖を震源とする地震で、予知に向けて観測が行われています。横浜市では震度 5 弱もしくは震度 5 強の揺れが予想されます。



# 2

## 家庭での日頃の備え



大災害に対応するためには、日頃からの備えが大変重要です。ここでは、障害の特性などを考慮した日頃の重要な備えについて説明します。「1 家庭と学校の心構え」と併せて、備えを行ってください。

### 1 地域の自主活動への参加

阪神淡路大震災のときは、近隣の人同士が助け合い、地域ぐるみで力を合わせました。しかし、障害のある人たちの避難生活はいろいろな難しさもありました。

災害発生時によりよい生活を送るためには、普段から隣近所や地域の人との関係が大切になります。地域の防災訓練に積極的に参加し、その中で、地域の人に援助や支援方法を知ってもらったり、障害のある人が生活しにくい場所がわかったりすることが、いざというときに大変役立ちます。

### 2 家庭内での防災会議

家庭内で日頃から防災について話し合い、つぎのことを確認しておきましょう。

- いざというときのために、家庭内での役割分担を決めておく。
- お子さんの保護と誘導方法
- 家の中や通学路などを想定し、いざというときの連絡方法と集合場所の確認
- 実際に歩いて危険箇所をチェックし、避難場所までの安全な経路の確認
- 震災時避難場所（地域防災拠点）と広域避難場所の確認（→ 7 頁参照）
- 電話が不通になったり交通が混乱したときの対応（→ 9 頁参照）

### 3 「災害時連絡カード（→資料 1）」の作成

- 災害発生時に、速やかに周囲の人に自分の必要な援助や支援を求められるように、あらかじめ「災害時連絡カード」を作っておくと役立ちます。
- 「災害時連絡カード」は、本パンフレットの資料 1 を参考にして作っておくといいと思います。必要でないと思われることや、他人に知られたくないことは記入しなくても良いでしょう。
- 具体的な使用例としては次のことがあります。
  - (ア) 定期入れやカード入れ等に入れて携帯できるようにします。カードは取り出しやすいように厚紙に貼っておくと便利です。また、大きさは、自分の必要な内容に応じて作成してみてください。
  - (イ) 必要なときに渡せるように、コピーして何枚か用意しておくとう便利です。
  - (ウ) 非常用持ち出し袋にも入れておくとう良いでしょう。
  - (エ) 親しい知り合いや支援等を受けられる周囲の人に災害時の支援の必要性について理解してもらうためにも使えます。

### 4 行動計画の作成

- (1) 2 ページを参考に、学校との役割分担等を決めておいてください。
- (2) 5～6 ページに基づき、様々な状況に応じた対応方法を考えておいてください。

### 5 家庭内での備蓄など

16～18 ページなどを参考に、必要な食糧等の備蓄や非常時の持ち出し品の確認等をしてください。

### 6 家の危険個所の点検等

家具の転倒防止（金具での固定など）や、落下物の整理点検（重い物は高いところに置かない、ガラス戸にはガラス飛散防止フィルムを貼る等）などを行ってください。

# 東海地震警戒宣言への対応

東海地震は、今後発生する可能性がある大地震の中で、唯一前兆（地震前の異常な現象）が検知できる可能性があると考えられている地震です。

ここでは、東海地震に関する「注意情報」及び「予知情報（警戒宣言）」が発令された場合の対応について説明します。

## 1 お子さんが在校中に発令された場合

- 原則として、学校においてお子さんを保護者に引き渡すこととなりますので、保護者の方は速やかに迎えに行ってください。
- なんらかの事情で保護者がお子さんを迎えに行けない場合は、学校でお子さんを保護します。
- その他、例外的な保護体制などが必要な場合は、学校と調整してください。

## 2 お子さんが宿泊学習などの校外学習時に発令された場合

- 遠方において帰校できない場合は、学習先で引率教員がお子さんを保護します。状況については、学校長から保護者に連絡します。
- 帰校可能な場所にいる場合は即時帰校します。その場合は、学校においてお子さんを保護者に引き渡しますので、保護者の方は速やかに学校にお子さんを迎えに行ってください。

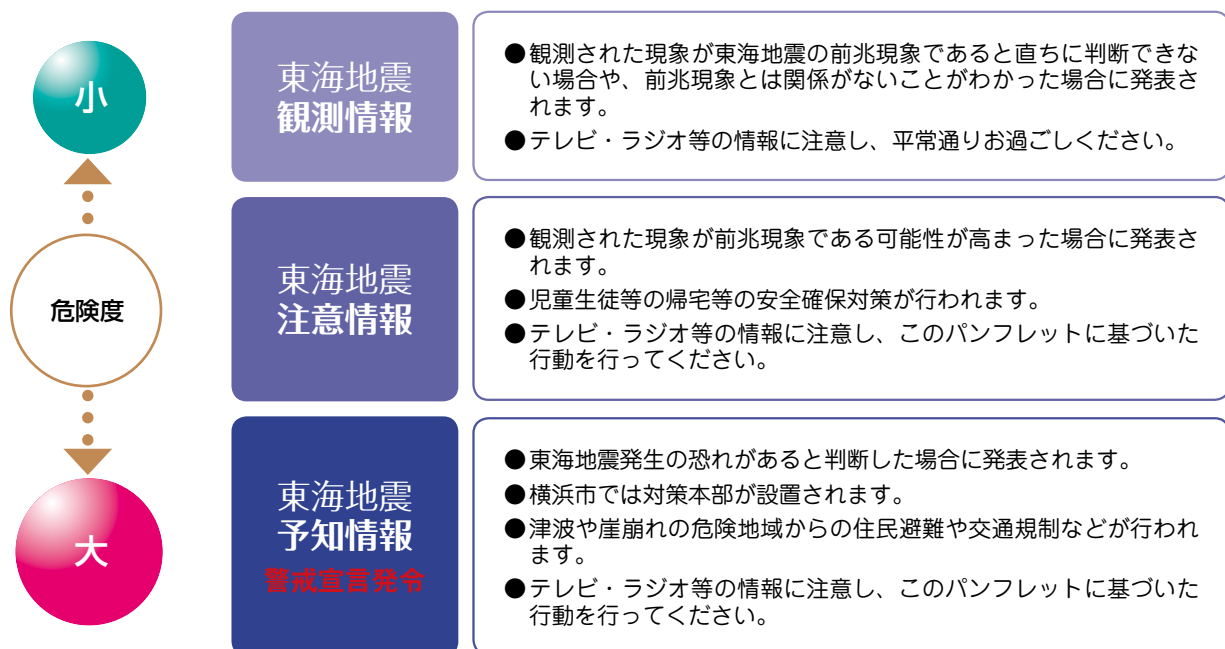
## 3 お子さんの登下校時に発令された場合

- 登校中に発令された場合は、そのまま登校します。その後の対応は1と同様となります。
- 下校中に発令された場合は、そのまま帰宅します。スクールバス利用の場合も、原則としてそのまま帰宅します。

## 4 お子さんが在宅時に発令された場合

- 在宅時に発令された場合は、休校となりますので、家庭で対応してください。

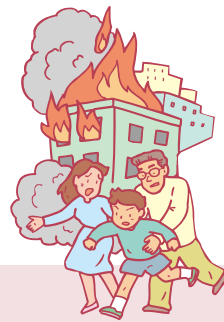
### 👍知っておこう! ② 東海地震に関する情報の種類



# 4

## 大地震が起きたら

大地震が発生した際の、お子さんへの対応を説明します。



### 1 お子さんが在校中に発生した場合

- 原則として、学校においてお子さんを保護者に引き渡すこととなりますので、保護者の方は、ある程度危険を回避できた時点で、お子さんを迎えに行ってください。
- 保護者の方の危険が回避できない場合は、学校でお子さんを保護します。
- 自宅や避難所の損壊等により、お子さんを引き取っても自宅等に戻ることができない場合は、保護者・お子さんとも、学校において一時保護します。

### 2 お子さんの登下校時や通学路上で発生した場合

- このパンフレットの「1 家庭と学校の心構え」に記載があるように、時間や場所、交通手段に応じた対応を、平常時に保護者と学校で決め、その行動計画に基づき行動してください。

### 3 お子さんが宿泊を伴わない校外学習時等に発生した場合

- 原則として即時学校に戻ることとなります。お子さんが戻ったあと、保護者は上記1「お子さんが在校中に発生した場合」と同様の対応を行ってください。
- 交通機関や道路の状況等により、引率者が、学校に戻ることが危険であると判断した際は、学校に戻らず、付近の安全な場所に避難することとなります。

### 4 お子さんが宿泊を伴う修学旅行時等に発生した場合

- 学校には戻らず、訪問先の災害対策本部の指示に従います。

## 知っておこう! ③ 発災直後の対応方法

### ● 発災直後

#### ① 脱出口の確保

建物の歪みでドアや窓が開かなくなる可能性がありますので、ドアなどを開け脱出口を確保しましょう。

#### ② 火の始末

大きな揺れは長くは続きません。落ち着いて火の始末をしてください。

#### ③ 外へ飛び出さない

ガラス等が落ちてきて危険な場合がありますので、あわてて外へ飛び出さないでください。

#### ④ 徒歩で避難

持ち物は最小限にまとめ、極力徒歩で避難してください。

#### ⑤ ガス、電気の安全確保

家を出る際には必ずガスの元栓を締めてください。また、再通電火災を防ぐために電気のブレーカーをOFFにしてください。

### ● 外出時に地震にあった場合

#### ① 落下物に注意

かばんなどで頭を守り、近くの安全なビルなどに逃げ込みましょう。

#### ② 階段を使用

エレベーターの使用は絶対に避け、階段を使いましょう。

#### ③ 職員の誘導に従う

人が集まる場所では、警察、消防、交通機関などの職員の指示に従って冷静に行動しましょう。

#### ④ 危険な場所に近寄らない

狭い路地、がけ下、川べりは危険です。近寄らないでください。

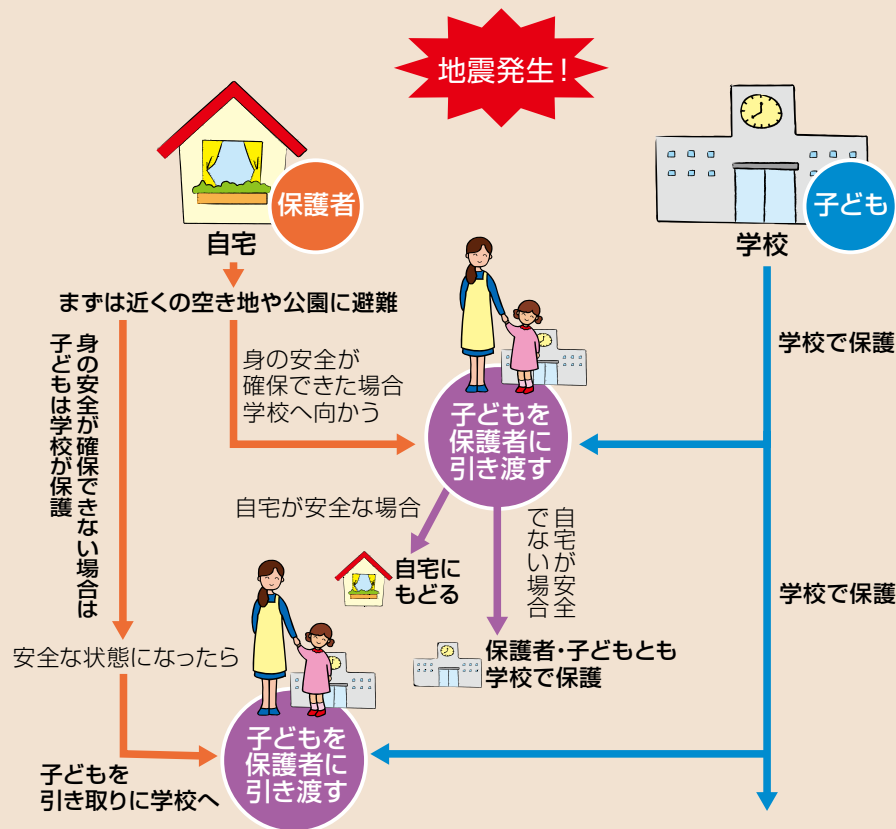
# 5

## 避難行動について

お子さんが在校中の場合、ご家庭にいる場合に分けて、それぞれの避難対応を示します。

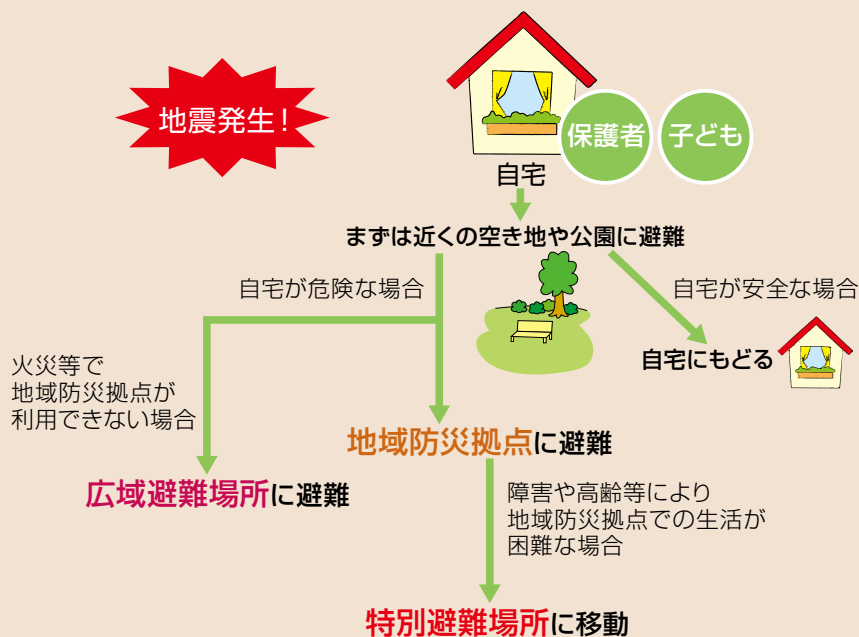


### 1 お子さんが**在校中**の避難行動



5 避難行動について

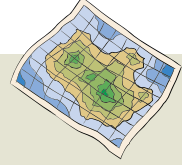
### 2 お子さんが**家庭**にいる場合の避難対応



# 6

## 避難場所の知識

火災や損壊等により、自宅に留まることができない場合、地域の避難場所に避難することになります。避難場所には、「地域防災拠点」をはじめ、いくつかの場所があります。高齢者・障害児者・乳幼児等の在宅要援護者を対象とした「特別避難場所」や、医療を行う「地域医療救護拠点」等もありますので、避難の際の参考にしてください。



### 1 地域防災拠点

- 地域の一次避難場所であり、最寄りの小中学校 455 校が指定されています。
- 地域防災拠点には、防災備蓄庫に防災用資機材や食糧などが備蓄されており、地域・学校・行政で構成される「地域防災拠点運営委員会」により運営されます。
- 地域防災拠点の場所については、区役所で配付されている「区民生活マップ」や横浜市ホームページ等で、日頃から確認しておいてください。  
< <http://www.city.yokohama.jp/me/anzen/kikikanri/shelter/index.html> >

### 2 広域避難場所

- 大火災の発生等で地域防災拠点への避難が困難な場合に避難する場所で、1 ヘクタール以上の安全な空間（広域公園など 12 カ所）が指定されています。
- お近くの広域避難場所は、お住まいの区のホームページや区民生活マップで見ることができますので、日頃から確認しておいてください。

### 3 特別避難場所

特別避難場所は、高齢者や障害児者等、在宅要保護者のための二次的な避難場所です。したがって、避難の際には、まず一次避難所である地域防災拠点へ避難し、区災害対策本部（授護班）の指示に従って特別避難場所へ移動してください。

#### 特別避難場所とは

- 1 特別避難場所に指定される施設  
①社会福祉施設 ②盲・ろう・養護学校等 ③地区センター
- 2 機能等  
①特別避難場所に指定された社会福祉施設等は、避難生活に必要な防災資機材（発電機、担架等）、食糧、水、生活用品等を備蓄する。  
②地区センターでの備蓄はしない。
- 3 その他  
①特別避難場所は、あらかじめ各施設ごとに定められた人数の範囲内で避難者の受入を行う。  
②避難者の受入は、区長が認めた場合とする。

※国は、平成 18 年 3 月に、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定しました。このガイドラインの中では、高齢者や障害児者等の災害時要援護者への避難支援の基本は、自助・地域（近隣）の共助であるとし、いくつかの課題を提示しながら、避難支援のためのガイドラインを示しています。特別避難場所は、当該ガイドラインにおける「福祉避難所」の考え方を、横浜市として具現化したものです。詳細は、下記 URL にてご確認願います。  
[http://www.bousai.go.jp/hinan\\_kentou/060328/index.html](http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/060328/index.html)



# 医療に関する知識

避難生活の中で、障害のある方たちにとっては、医療に関する対応が重要になってくることが想定されます。ここでは、災害時にどのような医療的対応があるかをご紹介しますが、混乱している状況の中では、すべての罹災者にスムーズな対応ができるとは言い切れません。

そのため、盲・ろう・養護学校に通われているお子さんについては、日頃から必要な薬や医療機器等を学校に備えておくことが大切です。場合によっては、学校と近隣の病院とが協定等の方法により、非常時に備える必要もあるでしょう。そのような対応については、本パンフレット「1 家庭と学校の心構え」に基づき、学校と十分な調整を行っていただきますようお願いいたします。

## 1 地域医療救護拠点

- 地域医療救護拠点は、被災負傷者等の応急医療を行うため、学校施設に臨時に開設するものです。
- 地域医療救護拠点では、市医師会、市の関係機関を中心とした医療救護チームを編成、配置します。
- 地域医療救護拠点には、市内 146 カ所の小中学校が指定されており、応急医療に必要な医薬品等（消毒剤／止血剤／注射器／輸血用器具／担架／酸素蘇生器具など）が備蓄されています。
- 地域医療救護拠点は、創傷、打撲、骨折等外科的なもの、軽・中傷者に対する応急手当とし、さらに医療が必要な方は、救急車等により医療機関へ搬送します。
- 地域医療救護拠点は、お住まいの区のホームページに掲載されていますので、日頃から確認しておいてください。

## 2 仮設救護所

- 災害状況等により必要と認められる場合は、区役所、消防署、消防出張所、休日急患診療所などの安全な場所が仮設救護所に指定されます。事前に場所を確認しておきましょう。

## 3 災害医療拠点病院

- 災害医療拠点病院では、地域医療救護拠点や他の医療機関で対応できない重傷患者の受入のほか、次の役割を担います。
  - (ア) 被災地外へ転送する疾病者や長期的入院が必要な患者等の判別
  - (イ) ヘリコプターや船舶による広域搬送拠点
  - (ウ) 被災地区への医療救護拠点班の派遣
  - (エ) 臨時的な負傷者収容の拡大

### ■市内の災害医療拠点病院とヘリコプター搬送拠点の状況

	病 院	ヘリコプター搬送拠点の状況	
		名 称	病院からの直線距離
横浜北	昭和大学藤が丘病院	県立市ヶ尾高等学校	1.3km
	横浜労災病院	新横浜公園小机競技場	0.8km
	昭和大学横浜市北部病院	港北 4 号配水池上部	2.1km
横浜西	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	県立瀬谷高等学校	0.3km
	けいゆう病院	みなとみらい臨時場外離着陸場	0.6km
	横浜市立市民病院	三ツ沢公園陸上競技場	0.3km
	国立病院機構横浜医療センター	消防訓練センター	1.5km
横浜南	横浜市立大学附属市民総合医療センター	屋上ヘリポート	病院屋上
		清水が丘公園	2.2km

# 8

## 大地震の際の連絡手段

大地震の際は、ご家族や学校への安否確認等で、大勢の方が電話を利用するため、電話が非常につながりにくくなることが予想されます。

そのため、電話以外の連絡手段を考えておく必要があります。ここで説明する連絡手段を参考に、学校との間の連絡方法を決めておくとういでしょう。

### 1 徒歩や自転車による連絡手段

■ お子さんが在校中に発災した場合、原則として保護者は学校でお子さんを引き取ることにあります。電話で学校との連絡や安否確認を取ることが困難となることが考えられますので、保護者の方は、可能な限り徒歩や自転車で学校へ向かうことが必要です。

■ お子さんが登下校時に地震が発生した場合、教職員及び保護者が協力して救援活動や安否確認を行います。平常時に学校・保護者間でそのルートや分担を決めておくことが大切です。

### 2 NTT 災害伝言ダイヤル「171」の利用

■ 震度6以上の地震の発生後、家族や親戚などの安否を確認したいとき、NTTの【災害伝言ダイヤル171】があります。被災者の方が録音した安否情報などを、「171」をダイヤルすることによって確認することができます。

**171 災害用伝言ダイヤル**

災害発生後、家族や親戚などの安否を確認したい時、NTTの【災害用伝言ダイヤル171】があります。被災者の方が録音した安否情報などを、「171」をダイヤルすることによって確認することができます。

録音／再生時のダイヤル方法 録音時間／1伝言 30秒以内

**録音** するときは **171**... **1**... **0**×××... ×××... ××××... **録音**

被災地内の自宅電話番号

**再生** するときは **171**... **2**... **0**×××... ×××... ××××... **再生**

**サービスの開始時期**

- 震度6弱以上の地震の発生
- 地震以外の大規模災害で電話が相当混み合っている時 (毎月1日(1月1日は除く)には、自宅からも利用体験ができます)

**利用範囲**

- 録音時間1伝言30秒以内：伝言数はテレビ・ラジオ等でお知らせします
- 携帯電話・PHSからも利用できます(一部の事業者を除きます)

「災害時伝言ダイヤル」に関するお問い合わせは：NTT東日本 局番なしの「116番」

### 3 携帯電話災害用伝言板サービスの利用

■ 各携帯電話会社では、震度6以上の大きな地震が発生した際に、それぞれのインターネットサービスを利用した伝言板サービスを行います。これを利用して、自身の安否を家族に伝えたり、学校の教職員へ伝言を残すことなどができます。

■ 平常時にあらかじめ、学校・保護者間で、このサービスを利用できる環境を作っておくとういでしょう。

■ このサービスの利用方法は、各携帯電話会社によって異なりますので、お使いの携帯電話の操作マニュアルなどをご確認ください。



# 9

## 知っておくと便利な情報

ここでは、いざという時のために、知っておくと役に立つ情報を紹介します。これらを利用して、いざという時のために備えてください。

### 1 横浜市ホームページ防災情報

■ <http://www.city.yokohama.jp/me/anzen/kikikanri/>  
様々な便利な情報を見たり、パンフレットのダウンロードなどできます。



### 2 内閣府防災情報のホームページ

■ <http://www.bousai.go.jp/>  
防災に関する国の制度や取組ほか、さまざまな情報を入手することができます。

### 3 神奈川県安全防災局のホームページ

■ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/bosai/index.htm>

### 4 横浜市学校防災計画

■ <http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/sidou1/bousai/index.html>  
横浜市立学校の災害に対する学校の行動計画の基本となるものです。

### 5 横浜市盲・ろう・養護学校防災マニュアル

■ <http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/shogaijiky/bosai/index.html>  
3の横浜市学校防災計画をもとに作成した、市立盲・ろう・養護学校専用の学校用防災マニュアルです。

### 6 地震マップ

■ [http://www.city.yokohama.jp/me/anzen/kikikanri/jisin\\_map.html](http://www.city.yokohama.jp/me/anzen/kikikanri/jisin_map.html)  
今後、横浜市を襲う可能性がある地震を、タイプ別に予想震度などを色分けしたマップです。お住まいの地域の危険度等を把握することができます。

### 7 わいわい防災マップ

■ <http://www.city.yokohama.jp/bousaimap/>  
横浜市が公表してきた「地震マップ」「液状化マップ」の情報に、「木造建物倒壊危険区域」や「避難に適した道路」などを追加したマップです。ご自分で情報を書き加えることもできる便利なマップです。

### 8 建築関係の各種制度

#### (1) 危険ブロック改善融資制度

地震時に倒壊する危険性があるブロック塀を改善する工事費の一部を融資する制度です。

##### ■お問い合わせ

まちづくり調整局  
建築企画課 045-671-2930

#### (2) 木造住宅耐震診断士派遣事業

この制度は、昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工した木造個人住宅の「耐震診断」を横浜市が無料で行うものです。※ほか諸条件あり

##### ■お問い合わせ

横浜市建築事務所協会「木造耐震診断」事務局  
電話 045-662-2711

#### (3) 木造住宅耐震改修促進事業

上記耐震診断の結果、「倒壊の危険あり」と判定された住宅が、耐震改修を行う際に、所得に応じて工事費用の一部を補助する制度です。

##### ■お問い合わせ

横浜市建築事務所協会「耐震改修補助制度係」  
電話 045-662-2711

#### (4) 住宅耐震改良工事資金融資制度

上記耐震診断の結果、「倒壊の危険あり」あるいは「やや危険」と判定された住宅が、耐震改修工事や建て替えを行う際に、400万円を上限に無利子で融資する制度です。

##### ■お問い合わせ

横浜市建築助成公社 電話 045-461-3810

# 風水害対策への注意事項

台風や暴風雨などの風水害では、下に記すような大地震と異なる対応が必要になってきます。詳しくは、10 ページで紹介している横浜市のホームページや横浜市学校防災計画等をご覧ください。

## 1 警報発令時の保護者の対応

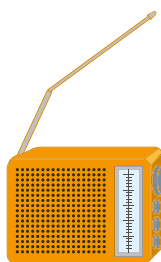
- (1) 登校前に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」発令の場合  
午前 6 時の時点で上記警報が発令された場合、盲・ろう・養護学校は休校となります。
- (2) 登校前に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」発令の場合  
各学校長の判断により、適切な措置を講じることになりますので、学校に問い合わせてください。
- (3) 登校前に「警報」発令の場合  
各学校長の判断により、適切な措置を講じます。

## 2 避難場所について

集中豪雨や河川の氾濫等により、浸水や倒壊の危険がある場合は、指定された小中学校に避難場所が開設されます。ご自分の地域の避難場所については、区役所の災害対策本部に確認してください。

## 3 平常時の対応・心構え

- (1) 普段からの準備（家の修繕や補強）
  - 雨どいや側溝は常に水はけをしておく。
  - 瓦のずれや割れ、トタンのめくれなどを修繕しておく。
  - 崩れそうなところは柵や石積みで補強しておく。
  - 水路を作って雨水が崖に浸透しにくくしておく。
- (2) 台風・豪雨が近づいてきたらテレビ、ラジオ等で情報を入手し、次のように対処しましょう。
  - ベランダの植木鉢、物干し竿等、飛ばされやすいものは室内に入れておく。
  - 避難袋を身近なところにおいて、いつでも避難できるようにしておく。
  - 停電に備えてローソクや懐中電灯を用意する。
  - 雨水の浸透をできるだけ防ぐよう、ビニールなどで斜面を覆う。
  - 浸水の恐れがあるときは、家財道具を高いところへ移動させる。
  - 水路をつくって雨水が崖に浸透しにくくしておく。



## 災害時連絡カード

氏名			性別	男 女	生年月日	
自宅住所					自宅電話	
					FAX	
血液型		緊急連絡先				
学校			学校電話			
障害の種類・等級						
療育手帳等 No.						
保険証種別					番号	
震災時避難場所（地域防災拠点）						
広域避難場所						

服用している薬						
主治医	名称					
	住所					
	電話					
災害時にしてほしい援助・支援内容など						

\* 切り取って中央で折り曲げてお使いください。



## 関係機関連絡先カード

(表)

関係連絡先（家族・身近な人など）				
氏名	関係	電話	FAX	住所
警察署		110	ガス	
消防署		119	水道	
災害時伝言ダイヤル		117		

(裏)

関係機関・個人連絡先一覧表			
民生委員担当者名		電話	
障害者団体連絡先		電話	FAX
通勤・通学先		電話	FAX
(行政機関など)			

\* 切り取って中央で折り曲げてお使いください。





障害のある人は、一般の非常用備蓄品または、非常用持ち出し用品袋に用意するもののほか、一人ひとりの障害の程度、状態に応じた準備が必要です。いざというときにあわてたり困ったりすることがないように、あらかじめ家族や身近な人と話し合っておき、メモや必要なものは、必ず非常持ち出し袋に入れて用意しておきましょう。

※なお、ここに掲載したものはあくまでも参考例です。  
個別具体的な持ち出し品については、ご家族でご用意ください。

必要なものは□、◇にチェックをしましょう。

◇… 非常持ち出し袋に入れておくもの    ◇… 家の中に要しておくもの  
無印… 必要ないものは印をしない

## 1 くすり

現在飲んでいるくすりの名前、用量 mg、飲み方など、主治医や薬剤師に聞いてメモしておきましょう。

◇精神安定剤                      ◇抗てんかん剤

※上記は最低3日分用意します。

◇その他障害に応じて必要な薬品

(

)

## 2 電気で動く医療機器や人工透析、酸素吸入器・酸素ボンベなど

電気・ガス・水道が止まったり、輸送体制が確保できなかったときの対応方法について、主治医やかかりつけの薬局、看護師、機器メーカーと確認しておきましょう。また、そのことをメモしておきましょう。

◇車からとれる接続コンバーター（酸素吸入器など医療器具との接続で）

(

)

## 3 特別な治療食やその人の状態に応じた食事など

お子さんの状態とその食事の内容・手段について、メモしておきましょう。（例えば、流動食やストロー使用、スプーン使用など）

◇障害に応じて必要な飲料水・食糧品（柔らかいお粥・雑炊・スープ等）

(

)

## 4 視覚障害のあるお子さん

◇白杖◇メガネ ※スペアを用意しておきましょう。

◇障害者手帳    ◇点字器と点字用紙    ◇携帯ラジオ    ◇筆記用具

◇笛やブザー                      ◇災害時連絡カード（資料1）

◇関係機関連絡先カード（資料2）

## 5 聴覚・言語障害のあるお子さんの場合

- ◇懐中電灯 (大2本)  
※夜間の会話のとき自分と相手の顔を照らし口形や表情を見るため
- ◇笛やブザー    ◇障害者手帳    ◇災害時連絡カード (資料1)
- ◇関係機関連絡先カード (資料2)    ◇紙 (筆談用) と筆記用具
- ◇補聴器と予備電池    ◇携帯用文字放送ラジオ    ◇携帯用テレビ
- ◇予備電池

## 6 肢体不自由児の場合

- ◇空気入れ    ◇車椅子用パンク修理セット    ◇安定感のあるコップ
- ◇曲がるストロー    ◇電動車椅子用充電器    ◇障害者手帳
- ◇災害時連絡カード (資料1)    ◇笛やブザー    ◇関係機関連絡先カード (資料2)
- ◇筆記具    ◇携帯用ラジオ・テレビ    ◇スプーン

## 7 知的障害のあるお子さんの場合

- ◇障害者手帳    ◇災害時連絡カード (資料1)    ◇笛やブザー
- ◇関係機関連絡先カード (資料2)    ◇名札など    ◇本人との関わり方のメモ
- ◇筆記具 (色鉛筆・クレヨン類・ノート・スケッチブックなど)  
※避難先での空き時間での遊びやコミュニケーションに利用します。
- ◇会話カード (本人の状態に応じて有効にコミュニケーション手段として使えるもの)
- ◇おもちゃや遊び道具など  
(本人が落ち着けるもの、空き時間を過ごせるものとして、本・絵本、デジタルオーディオプレイヤー、ゲームボーイなど)

## 8 自閉症のお子さんの場合

- ◇障害者手帳    ◇災害時連絡カード (資料1)    ◇笛やブザー
- ◇関係機関連絡先カード (資料2)    ◇名札など
- ◇自閉症に関するパンフレット等 (避難所の人たちに障害を理解してもらうため)
- ◇紙・ペン・はさみ (本人に視覚的に情報を伝えるため)
- ◇サングラス・帽子・耳栓 (刺激に弱いお子さんのため)
- ◇会話カード (本人の状態に応じて有効にコミュニケーション手段として使えるもの)
- ◇自分の好きなおもちゃ・遊び道具や趣味のもの (本人が落ち着けるもの)
- ◇カップ麺、好きなお菓子
- ◇いつも座っている椅子や座布団

## 1 貴重品

- ◇現金(10円玉、100円玉含む)  
※公衆電話は停電時はテレホンカードが使用できないため
- ◇預金通帳      ◇重要書類      ◇印鑑      ◇保険証

## 2 医療品・医療用品

- ◇救急箱      ◇三角布      ◇脱脂綿      ◇マルチハサミ      ◇常備薬
- ◇消毒薬      ◇包帯      ◇胃腸薬      ◇風邪薬      ◇解熱剤

## 3 飲料水・食糧品(最低3日分用意してください)

- ◇飲料水  
※1人3日分で9リットルが必要です  
※横浜市水道局では5年間保存できる水缶詰めを販売しています。350ml入りで1本50円です。  
<お問い合わせ>  
水道局インフォメーションセンター  
電話 045 - 847 - 6262  
<http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/ja/information/information.html>
- ◇米・もちなどの主食

## 4 生活用品等

- ◇下着      ◇雨具      ◇タオル      ◇携帯ラジオ
- ◇懐中電灯・予備の電池      ◇軍手・ロープ      ◇マッチ・ライター
- ◇使い捨てカイロ      ◇生理用品      ◇紙おむつ
- ◇ティッシュ・ウェットティッシュ      ◇包装用ラップ
- ◇筆記用具      ◇厚手のごみ袋



緊急連絡先一覧(学校・行政機関等)

◆学校

名称	電話番号	FAX 番号	所在地	メモ	
盲学校	431-1629	423-0284	神奈川区松見町 1-26		
聾学校	335-0411	333-4807	保土ヶ谷区常盤台 81-1		
港南台ひの養護学校	830-5826	830-5753	港南区港南台 5-3-2		
本郷養護学校	894-2952	894-2954	栄区小菅ヶ谷 3-37-2		
高等養護学校	844-3015	846-8448	港南区日野中央 2-25-3		
高等養護学校二ツ橋分教室	391-2131	391-2193	瀬谷区二ツ橋町 470		
上菅田養護学校	382-0420	382-0413	保土ヶ谷区上菅田町 462		
中村養護学校	261-9863	261-9872	南区中村町 4-269-1		
北綱島養護学校	545-0126	545-0146	港北区綱島西 5-14-54		
新治養護学校	934-0665	934-0675	緑区新治町 768		
東俣野養護学校	851-9631	851-9632	戸塚区東俣野町 1103-1		
浦丹養護学校	本校	243-2624	243-2625	南区浦舟町 3-46	
	市民病院内学級	331-4205	336-3103	保土ヶ谷区岡沢町 56	
	市大福浦病院内学級	787-2845	787-2844	金沢区福浦 3-9	
	市大市民総合医療センター内学級	250-6871	250-6872	南区浦舟町 4-57	
	みなと赤十字病院内学級	623-0916	623-0917	中区新山下 3-12-1	

◆区役所(災害対策本部)

名称	電話番号	FAX 番号	所在地	メモ
鶴見区	510-1652	510-1889	鶴見区鶴見中央 3-20-1	
神奈川区	411-7005	324-5904	神奈川区広台太田町 3-8	
西区	320-8305	322-9847	西区中央 1-5-10	
中区	224-8112	224-8109	中区日本大通 35 番地	
南区	743-8106	711-9296	南区花之木町 3-48-1	
港南区	847-8304	841-7030	港南区港南中央通 10-1	
保土ヶ谷区	334-6203	334-6390	保土ヶ谷区川辺町 2-9	
旭区	954-6004	951-3401	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	
磯子区	750-2309	750-2530	磯子区磯子 3-5-1	
金沢区	788-7704	786-0934	金沢区泥亀 2-9-1	
港北区	540-2205	540-2209	港北区大豆戸町 26-1	
緑区	930-2205	930-2209	緑区寺山町 118	
青葉区	978-2211	978-2410	青葉区市ヶ尾町 31-4	
都筑区	948-2207	948-2208	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	
戸塚区	866-8305	881-0241	戸塚区戸塚町 157-3	
栄区	894-8311	895-2260	栄区桂町 303-19	
泉区	800-2311	800-2505	泉区和泉町 4636-2	
瀬谷区	367-5611	366-9657	瀬谷区二ツ橋町 190	

# 大災害に備えて

2006年4月発行

編集・発行 横浜市教育委員会事務局特別支援教育課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045(671)3958 FAX 045(663)1831

デザイン・印刷 (株)ポートサイド印刷

**R100**

このパンフレットは古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています。古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

